

定 款

平成24年3月30日
平成26年6月12日一部改正

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福島県内における森林・林業・きのこ等特用林産物の振興を推進し、林業の発展を図るとともに、緑化の推進を図り、地球環境及び国土の保全と山村経済の振興に努め、もって林業従事者の地位向上並びに民生の安定に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林業技術及び林業経営の改善
- (2) 公有林及び入会林野等の整備
- (3) 森林の保護及び病害虫の防除
- (4) 緑の募金及び緑と水の森林基金等による緑化運動の推進
- (5) 森林の管理及び指導林の造成
- (6) 林業労働力の確保の促進
- (7) 林業機械の貸付
- (8) 林業を促進するために必要な資金の貸付
- (9) 林業技術及び林業機械技術等の研修
- (10) きのこ等林産物の振興に必要な情報の収集と提供や栽培指導事業
- (11) きのこ等林産物の振興に必要な栽培技術の向上や加工及び流通に関する事業
- (12) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前条の事業は、福島県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 治山、林道、森林整備に係る事業の促進に関する調査及び測量設計並びに技術の普及啓蒙等
- (2) その他前号の定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種類)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、この定款において「一般社団・財団法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 次の個人又は団体
 - (i) 福島県内の市町村、地方緑化推進委員会、市緑化推進委員会
 - (ii) 福島県内において林業等を営む者
 - (iii) 福島県内において林業等を営む者が直接の構成員となっている団体であって、福島県の区域をその地区の全部又は一部とするもの
 - (iv) 福島県内において森林土木事業を営む者
 - (v) 福島県内において森林土木事業を営む者が直接の構成員となっている団体であって、福島県の区域をその地区の全部又は一部とするもの
 - (vi) 福島県内に住所を有し、この法人の目的に賛同する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体で、この法人の事業に協力するもの
- (3) 特別会員 森林・林業について学識経験を有する者で、理事会で認められた者

(会員の資格の取得)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 特別会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって特別会員となるものとする。

(会費)

第9条 正会員は、社員総会で別に定める、出資金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会で別に定める、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対して、除名された旨を通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費又は賛助会費を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(住所等の変更の届出)

第13条 会員は、その住所又は氏名（会員が団体であるときは、主たる事務所の所在地若しくは名称若しくは代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事とし、必要に応じ常務理事を置くことができる。

4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

(役員の制限)

第17条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事及び常務理事の職務権限は、理事会において別に定める職務権限規程によるものとする。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令に定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 20 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 21 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行わなければならぬ。

(役員の報酬等)

第 22 条 役員の報酬等の額及び支給基準は、社員総会の議決によって定められる役員報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 23 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償免除)

第 24 条 この法人は、一般法第 111 条第 1 項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、理事会の決議によって一般法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 25 条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の事業執行上の重要事項について、会長の諮問に答える。また、参与は、この法人の事業執行上の重要事項について、会長に対し意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 5 章 社員総会

(社員総会の構成等)

第 26 条 この法人の社員総会は、正会員をもって構成し、正会員は社員総会において各 1 個の議決権を有する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権限)

第 27 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又は規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるほか、一般社団・財団法人法法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、第 29 条第 3 項の書面に記載した目的である事項以外の事項について は、決議をすることができない。

(社員総会の開催)

第 28 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と判断したとき
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上の者から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(社員総会の招集)

第 29 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号に規定する請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 正会員が招集する場合を除き、会長が社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の 1 週間前までに、書面をもって通知しなければならない。
- ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で議決したときは、社員総会の日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 30 条 社員総会の議長は、その社員総会に出席の正会員の中から選任する。

(社員総会の定足数)

第 31 条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の出席がなければ 会議を開くことができない。

(社員総会の決議)

第 32 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会における書面表決等)

第 33 条 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき書面表決又は表決の委任をした者は、前 2 条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

3 代理人は、代理権を証する書面を、あらかじめ協会に提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第 34 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 35 条 理事が正会員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 36 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定める事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから、その社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名押印をしなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 37 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 38 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 一般社団・財団法人法第 38 条第 1 項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 法人の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第 24 条の規定に基づく役員の損害賠償免除

(理事会の種類及び開催)

- 第 39 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求した日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 19 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第 6 号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

- 第 40 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び第 19 条第 6 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 19 条第 5 号に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 1 週間前までに書面をもって通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

- 第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

- 第 42 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

- 第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、第 18 条第 4 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

第 7 章 運営協議会

(設置)

第 46 条 この法人に、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、会長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
- 3 運営協議会は、この法人の運営の公平性及び透明性を確保し、地域の多様な意見を、この法人の運営に反映するよう努めなければならない。

(組織)

第 47 条 運営協議会は、委員 5 人以上 15 人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関して学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

(任期等)

第 48 条 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 運営協議会の委員は、再任されることができる。
- 3 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長)

第 49 条 運営協議会に、委員長を置き、運営協議会の委員の互選によってこれを定める。

- 2 運営協議会の委員長（以下この条において「委員長」という。）は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、会長の指名した委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第 50 条 運営協議会は、運営協議会の委員現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由のため運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって他の委員に対して調査審議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(権限)

第 51 条 運営協議会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 緑の募金の目標額及び当該募金による寄附金の使途についての計画に関する事項。
- (2) 緑の募金による寄附金について、交付金を交付する場合の交付の相手方及びその額に関する事項。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項。

(委任)

第 52 条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 53 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 資金
- (2) 会費
- (3) 寄附金及び補助金
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第 54 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理、処分及び運用)

第 55 条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(基本財産)

第 56 条 この法人の基本財産は、第 54 条第 2 項に定める財産とする。

- 2 前項の財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。
ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議及び総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 57 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 緑の募金による寄附金は、その使途が明確に分かるように区分して経理する。

(事業計画及び収支予算)

第 58 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 理事会で承認を受けた事業計画書等は、直近の社員総会に報告するものとする。
- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 緑の募金に係る事業のうち、公募による交付金事業並びに地方緑化推進委員会等が行う事業については、運営協議会の意見を聴き、理事会での決議を受けた場合、会長が専決できる。

(事業報告及び決算)

第 59 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が財産目録、事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の

監査及び理事会の承認を経て、その事業年度経過後 3 ヶ月以内に定時社員総会で決議する。

- 2 この法人は、定時社員総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を法令の定めるところにより公告しなければならない。

(長期借入金)

第 60 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会の決議を得なければならない。

(会計の原則)

第 61 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 62 条 会長は、本法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会で決定した事項は、理事会の決議を経てこれを執行する。
- 3 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 4 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 63 条 この定款は、第 65 条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(合併等)

第 64 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 65 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた事由

により解散することができる。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 66 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 67 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 68 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な使用人については、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)

第 69 条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び役員名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 財産目録
 - (5) 事業報告書及び計算書類等
 - (6) 監査報告書
 - (7) 社員総会議事録及び理事会議事録
 - (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類。
 - (9) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第70条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第71条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

- 第72条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(株主権の行使)

- 第73条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得らなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資の応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(委任)

- 第74条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 浅和定次	齋藤卓夫	佐藤正博	須永静夫	関 誠
菊池基文	山口信也	菅家洋一	湯田雄二	遠藤勝也
長谷川隆弘	本田良智	國井常夫	朝田宗弘	野尻榮一
櫻井貞夫	秋元正國			
監事 鈴木義孝	目黒吉久	岡和田薰		

- 4 この法人の最初の代表理事は浅和定次、業務執行理事は、齋藤卓夫、佐藤正博及び相馬雅俊とする。

附 則

この改正は、平成26年6月12日から施行する。